

市民の会が開く  
シンポジウム in 札幌

医療の良心を守る市民の会

<http://ryousin.web.fc2.com/>

ほんとうのを知るのが、なぜ難しい？

患者と医療者が  
手をつなぐためにすべきこと

テーマ：「医療安全と医療事故」

～医療者と患者の対話：情報開示・事故調査・説明の必要性～

日時：平成23年9月24日（土）13：30～16：45

会場：札幌国際ビル 8階 国際ホール TEL:011-241-9610;

URL: <http://www.itogumi.jp/kokusai-hall.html> ...  
札幌市中央区北4条西4丁目1番 札幌国際ビル。  
地下鉄南北線「さっぽろ」駅下車徒歩約2分。  
JR「札幌」駅下車徒歩2分。

参加費：無料（カンパをお願いします）

定員：120名（事前登録優先）

座長：  
隈本 邦彦 氏（江戸川大学メディア  
コミュニケーション学部教授）  
加部 一彦 氏（愛育病院  
医療安全管理室室長）

1. シンポジウム：シンポジスト

南須原 康行 氏（北海道大学病院  
安全管理部准教授）

岡本 左和子 氏（東京医科歯科大学大学院  
医療政策学講座博士課程）

永井 裕之 氏（医療の良心を守る市民の会  
代表）

2. パネルディスカッション

パネラー：

上記3名に加えて下記の方が参加します

森 利光 氏（札幌徳州会病院院長）

安井 はるみ 氏（四谷メディカルキューブ  
看護部長）

豊田 郁子 氏（「架け橋」研究会 代表）

主催：  
医療の良心を守る市民の会

（問い合わせ先&事前登録先）

E-mail: [liaison\\_office@yahoogroups.jp](mailto:liaison_office@yahoogroups.jp)

Fax:047 (380) 9806

〒279-0012 浦安市入船3-59-101 永井方

共催：

架け橋

～患者・家族との信頼関係をつなぐ対話研究会

患者の視点で医療安全を考える連絡協議会

後援：

特定非営利活動法人 患者のための医療ネット

愛する人が  
なぜ死んだのか、  
わからないの？

医療裁判には、  
限界があるの？

患者に  
本当のことが  
言えなくなってしまうの？

このままでは  
患者と医療者が  
歩み寄れない？

患者のためを思って行動した良心的な医療従事者を私たちは守り、物心両面で支えます

# 医療の良心を守る市民の会の紹介 <http://ryousin.web.fc2.com/>

## <設立趣旨>

- 1、愛する人がなぜ死んだのか知りたい、という家族の思いが叶わない
- 2、医療者同士でさえも素直に話し合えない、患者に本当のことが言えない
- 3、医療裁判での解決・真相究明には、限界がある  
という患者と医療者が歩み寄れない医療を取り巻く現実の中で、患者と医療者を、ともに守り育て支えるために、
  - ①現状改善するための活動
  - ②医療者と患者の架け橋となる活動
  - ③患者のためを思って行動する良心的な医療従事者を支援する活動を、市民の手によって行うことを目的とする。

## <活動内容>

- ・ シンポジウム・セミナーなどの開催（地方を含む）
- ・ 個別支援活動プロジェクト
- ・ 地方活動支援プロジェクト
- ・ 患者・被害者からの情報収集プロジェクト
- ・ 医療者からの情報収集プロジェクト
- ・ 社会への情報発信のためのホームページ運営

## <活動参加者の条件>

- ・ 対するものへの優しさと思いやり、敬意を忘れない。
- ・ 会の活動及び参加者に不利益を生じさせる言動を行わない。
- ・ 社会及び参加者間での争議紛争を引き起こす言動をしない。
- ・ 会、及び参加者情報の持ち出し（メールの転送など）をしない。
- ・ あらゆる違法行為を禁止する。
- ・ 参加の条件に当てはまらない行為をした場合は退会・除名とします。
- ・ 市民の会は参加支援者への特別のサービスを提供するものではありません。
- ・ 会費（活動支援のための参加支援分担金）：年度一口3千円。（学生会員は2千円）  
年度を4月から翌年3月までとする。（会費は一定とし、年度内の入会時期は問わない）  
郵便振替口座 番号：00160-7-408622 名称：医療の良心を守る市民の会

## <会の活動運営責任者>

代 表 永井 裕之 副代表 清水 陽一 事務局長 豊田 郁子

「医療の良心を守る市民の会」入会(活動参加)申込書（下記の参加者情報をお願いいたします）

- 氏名
- 連絡先住所 〒
- 電話番号・ファックス
- メールアドレス
- 所属・勤務先
- 参加の動機
- 活動履歴があればお書き下さい。

## <連絡先> E-mail: [liaison\\_office@yahoogroups.jp](mailto:liaison_office@yahoogroups.jp)

〒279-0012 浦安市入船3-59-101 永井方 「医療の良心を守る市民の会」  
FAX: 047-380-9806

## 「うそをつかないでくれ！」

(2006. 4. 15)

『医療の良心を守る市民の会』 副代表

新葛飾病院 院長 清水 陽一

1. 私の病院では、私が院長になってから「うそをつかない医療」を実践しています。  
新入医局員には、けして「患者さん、ご家族にうそをついてはいけない」と書かれている冊子を渡し、診療録にうそが書いていないのだから、診療録はいつでもお見せするよう指導しています。  
30年以上医業に携わっているといかに医療の中では「うそ」をつくことが当たり前になっているかを思い知ります。まるで政治の世界と同じです。それもたちが悪いことに患者のために「うそ」をついているという傲慢な医者もいます。確かにとときには真実を語ることに辛いこともあります。しかし「うそ」は結局患者さんを傷つけることとなります。
2. 25年前より患者側の弁護士に依頼され、鑑定意見書を書くようになりました。原告（患者側）、弁護士とも素人、裁判官も素人、被告（病院）は専門家のため、輸血ミスのような明白な事例はよいのですが、専門性が問われるような事例では被告の陳述、病院側の意見書の中には堂々とうそが語られていることに、驚きあきれ、怒りがこみあげてきます。  
裁判官も鑑定意見書に依存する傾向があり、弁護士の書かれた内容や話すことを信用していないような気がします。何かといえば協力医に意見書を書いてもらいなさいというようです。従って一審、二審で反論するために5通もの意見書を書いたことが2度もあります。  
本来病院や医者は企業以上に「隠すな、ごまかすな、逃げるな」の3原則を守ることが大切です。にもかかわらず、生命を預かる病院や医者が、この3原則を踏みにじている姿に悲しくなってしまいます。このようななかで裁判所に公平な判断をもとめるのは私だけではないでしょう。  
しかしこの間私たちを不安に陥れるような判決が続いてだされました。
3. ひとつは先日の杏林大学の医療事故に対する刑事事件の判決です。判決で診療に過失があり、カルテの改ざんがあると指摘しているにもかかわらず、簡単にいえば診療はでたらめであったと述べているにもかかわらず、無罪ということでした。  
現在の法律では過失があっても、カルテを改ざんしても刑法上罪がないということです。ドイツではカルテの改ざんは刑法上の罪に当たるため、ありえないとのことでした。  
さらに日本では病院側の意見書にも考えられないような「うそ、ごまかし」があります。ドイツでは医師職業裁判所では鑑定意見書も俎上にかかけられ、問題があればペナルティーがあるそうです。被告医者は過失もカルテの改ざんもないと居直っています。さらに病院は判決が誤っていると主張しています。どうして素直に判決の指摘を受け入れないのでしょうか。医師職業裁判所があればこの医者は免許剥奪、病院は業務停止でしょう。  
日本医大の事件では、自分の病院で働く医療従事者が患者さんに過失を謝ることを名誉毀損としました。彼は患者さんご遺族に自分たちが過失をおかしたと泣いて謝罪したということです。これを取り上げたのは新聞社です。にもかかわらず彼のみが大学の名誉を傷つけたということで告訴され、一審、二審とも敗訴しました。この判決には大いなる疑問があります。一つは手術中の過失の認定です。もう一つは謝罪が名誉毀損にあたるかということです。謝罪というのは病院の許可を得ないとできないのでしょうか。病院長の私にはまったく理解できません。私は自分の病院で「うそ」をつくな、間違いを犯したら謝罪しなさい、私も一緒に謝ると常日頃話します。むしろ隠したら私が告発しますよと言います。病院が不利(?)になると認定したら、告訴するという暗黒を許してはなりません。
4. どうして本当のことを話すことが、罪になるのでしょうか。どうしてこれが裁判になるのでしょうか、私には理解できません。いやな世の中です。こんな時代ですから、みなで真実を語る人を守りましょう。  
今日はみなで語り、患者と医療従事者の溝をどうしたら埋めることができるか考え、行動する日としましょう。」